

## 平成25年度 第1回大分市清掃事業審議会会議録

日時：平成25年5月27日（月）10：00～

場所：第2庁舎6階 大研修室

### 開 会

志堂寺次長

### 報告事項

「家庭ごみ有料化実施計画（案）について」

### 事務局

資料説明

### 【質疑応答】

#### 会長

・ただ今の説明についてご質問等ありますか。

#### 委員

・減免措置について意見交換をした審議会の中で、私はお年寄りや障害者福祉目的の政策として減免措置を入れるべきだと、あるいは子育てのためにも赤ちゃんのおむつなどの減免措置を入れるべきだという主張をしたのですが、審議会の中ではそういうことはしないということになりました。その時に私が一つ言ったことは、減免措置に関する岡山や八王子の行政事例について、是非資料として取り扱ってほしいということを行った記憶があるのですが、今回の資料の中には入っていませんので、それはどうなっているのかお願いします。

#### 事務局

・実施計画の策定にあたり、岡山市等の事例を参考にいたしました。今回答申では、全ての市民の皆様が負担して頂く制度とすることという答申をいただいた訳ですが、やはり他都市の状況等を調査いたしますと、例えば紙おむつはどうしても減らすことが困難である。そういった事情や、また生活保護世帯については、やはり負担が大きくなるというようなこともございまして、そういう他都市の状況を、岡山市も含めて勘案して今回の実施計画

案というものを作成したところでございます。特にそれを今回の資料の中に含めてはございませんが、そういうところも含めて検討した結果ということでご理解いただければと思います。

#### 会長

・よろしいでしょうか。

#### 委員

・今回の答申に、まだ私がずっとこだわっているところがあるんですが、今回答申を決めて厚生常任委員会で説明を行い、行政としては推進するというスタートラインに立ったわけでしょうが、やはり丁寧に進めるためには、今回減免措置をいづらか考えてもらったようですが、岡山ではひょっとしたら大分よりもっといいことやっているのではないかなと思ってみたりするわけですから、できれば資料を見せて欲しいと思います。

#### 会長

・資料の件につきましては、後で事務局と相談して考えたいと思います。それで、資料の件につきましては、答申そのもの、実施計画というものはちょっと関係はございませんので、そのような扱いにさせて頂きたいと思います。

他にございませんか。私の方からも一つ質問をさせて頂きたいのですが、実施計画の9ページですが、「手数料収入と収入の用途について」という項目がございます。この手数料の中に、製造のための費用も含まれているという形になっておりますが、いわゆる必要経費というものを除いた場合の収入というのはどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。

#### 事務局

・家庭ごみの、あくまでも先ほど申しましたとおり年間116回、それを300の袋を使ったと仮定して、皆さんに手数料を負担して頂いた場合が5億7千900万円です。事務費につきましても袋の製造枚数をそういう物に合わせて算定したものがございます。それを除いた残りとしたしまして、ごみ減量リサイクルに関する経費に充てられるものとしたしましては、約3億400万円ほどを見込んでおります。これはあくまでも机上の計算上のことでございます。

#### 会長

・ありがとうございました。他にございませんか。

#### 委員

・議会の議決を経た後というふうには実施時期について書いてありますが、議会というのは、

6月議会、9月議会、12月議会とありますが、いつ頃の議会の頭に置いているのか教えてください。

#### **事務局**

・今後といたしましては、市議会議員の皆様にご説明をまいります。それから6月議会でいろいろと議論をいただけることと思っております。議会の閉会が6月24日ですので、その時点からパブリックコメントを実施してまいります。これは規定によりまして1ヶ月間とされておりますので、7月の下旬位までパブリックコメントを実施してまいります。市議会議員の皆様から頂いたご意見、それからパブリックコメントにより頂いた市民の皆様からのご意見、そういうものを十分踏まえたうえで最終的に、今皆様にお示しておりますこの実施計画案というものを、市民の皆さまからのご意見が反映されたような形の実施計画というものに確定を致します。その確定の作業にどれくらいかかるかというのがはっきりいたしませんので、いつの議会にご提案できるかというのもまだはっきりとはいたしておりません。ただ、そういうことで実施計画というものがきちんと定まって準備が整えば、早急に議会の方へ条例改正案というものを提案したいというふうに考えております。今はそれがいつになるかというのが明確になっておりませんので、ご理解をいただければと思います。

#### **会長**

・よろしいですか。大雑把にいつ年度内ですか。パブコメをするときに工程表なんかは出さないのですか。いついつから始めますというような。

#### **事務局**

・これにつきましては、一応今のところは6月議会の終了時点からということで考えておりまして、早々に市民の皆様にお知らせしたいというふうに考えております。できるだけ早い時期にお知らせして、たくさんのご意見がいただけるようなそういう環境を作ってまいります。

#### **会長**

・たぶんアナウンスされると、大掃除があっちこっち始まると思うので、なるべく早くやらないと市民の皆様から後から苦情を受ける形になりますということを気にしております。他にございませんか。

#### **委員**

・資料の10ページで、行政の方にお伺いしたいと思います。大きな6番目、不法投棄対策についていろいろ書いています。最後の行の、野外焼却対策についてということで、パ

トロール活動を強化、この野外の焼却というのは、農家の方たちの野焼きや諸々があると思うのですが、そのところは一応基準があるのでしょうけれど、そのところの判断というのはどのようなお考えでしょうか。

#### **事務局**

・まず、野外焼却自体は廃棄物の処理に関する法律で原則禁止とされております。ただし例外規定といたしまして、例えば農業に関することであるとか、そういう例外規定が若干ございますので、原則は自分の家でごみを出すと燃やすということは禁止されております。ですからこれはケースバイケースでございますので、そういう例外規定にあたるのかどうかは現地を見ないと分かりませんから、その場に出向いて現地の焼却の状況を確認しながら、家庭から出たごみ、事業系のごみも同様ですが、そういう物が焼却されていないのか確認したうえで指導をしています。例外規定についてはホームページ等でもお示ししていますが、主には農業であるとか、それから暖を取るための小規模な焚火等はそういう中に含まれております。そういうところで判断をいたしております。

#### **委員**

・もう一点よろしいでしょうか。関連があるんですが、ほんとに素晴らしい審議の内容で、できた計画案も素晴らしいと思います。そこで、この不法投棄の部分、市民や保健衛生組合、クリーン推進員、それからボランティアの方でこういう関係に強い方もいます。そういう方と連携をとって、やはり不法投棄がはじめに必ず起こると思うんです。何でも生みの苦しみというのがございまして、その部分を通り越せばなんのことは無いのですが。私も市民として、それからクリーン推進員、保健衛生組合、みんな一緒になって、この不法投棄の部分だけはがっちりスクラム組んでやりたいなと思っていますから、ぜひ有効活用していただけたら有り難いと思います。

#### **会長**

・他にご質問等ございませんか。

#### **委員**

・手数料の額で、10当たり0.8円とされているのですが、例えば0.7円でも大袋450程度で32円ぐらいになる。この0.8円と0.7円の決めかたというか、その辺比較されたとは思いますが、高いほうの0.8円に設定したという理由がもしあれば教えて頂きたいのですが。

#### **事務局**

・この金額の決定につきましては、実施計画案26ページの図14でございます。ここでは10円・20円台では大きな削減効果はございませんが、30円台から40円台に向か

って高くなるほどに、やはり減量効果が大きくなるということが表れております。

今回 0.7 円と 0.8 円、これが 30 円台ということでありましたので、できるだけ排出抑制効果の高い 0.8 円を採用したということが主な根拠でございます。

#### 会長

・よろしいでしょうか。他にございませんか。

#### 委員

・0.7 円の方がいいような気がします。

#### 会長

・はいどうぞ。

#### 委員

・今お話がありました、やはり主婦感覚からしますと 0.7 円の方が感じとしていいような気がします。

#### 委員

・今いろいろご説明を受けて、今日まで我々も勉強してきたことなのですが、ただ私たちがお聞きしたいことは、現在やっている中核都市の現状、これがかなり相乗効果を上げていっているようなことを聞いているのですけれど、実際にできればスライドか何かで目で見たいわけですね。こんなふうになっているんだと。あるいは今の県内の有料化している地区ですね。こういうところも、やはり現状はこういうふうなことをやっていて、それで非常に有料化自体が進化してきていると。この説明文は、いわゆるスタート前の準備運動です。だから現在もうスタートしているところの様子を我々はやはり一応知っておきたい。現状どうなっているのだろうかということをごすね。そういうふう思っております。

#### 事務局

・計画案の 24 ページから 25 ページにかけましては、これは中間答申等これまでの審議の中でも提供してまいりました資料ではございますけれども、24 ページの表の 7 には大分県内の有料化実施状況といたしまして、導入時期や可燃ごみ不燃ごみの金額であるとか、どういう物が対象になっているのかなどをお示ししております。それから次の 25 ページにつきましては、導入した時期からその前年度を含めましてその 5 年目までに、排出抑制効果がどのようにでているのかということもお示しをしております。今後市民の皆様には、パブリックコメントの際にこの実施計画案そのものをご提供してまいりますので、これを見て頂くことによって、他都市の状況も考えて頂ければというふうに考えております。

## 会長

・他にご意見等ございませんか。

## 委員

・周知方法のところについてなんですが、やはりいろいろと皆さん関心を持っているところで話が出て、その中で197号線の道沿いにずっと立て看板があるんですよ。有料化に関して、行政の責任でごみの処理はしなさいとか書いてあって、主張は別にしても構わないとは思いますが、明らかに我々の言っているごみ有料化の目的とは違ったところの目的で彼らは主張していて、それが皆さんの目に触れるところにあんな看板が立っていると、やはり後からいくら減量化が目的ですよと周知しても、あの看板を見た人は、いやいや違う、財政が苦しいので有料化するんでしょというふうに見てしまうのではないかということが非常に私は懸念です。その辺で何かあの看板を立てられる方に説明に行かれるなり、抗議に行かれるなりということは考えては無いのでしょうか。

## 事務局

・そういう事は考えてはおりません。私どもとしては私どもの実施計画案につきまして、今後パブリックコメントでご意見を頂いた後、議会で議決を頂ければ、また積極的に皆様にご説明してまいりたいという考えでございます。

## 会長

・他にございますか。ちょっと確認のためにお伺いしますが、ごみ袋の種類はサイズ別の物で、可燃と不燃の区別はなく、そしてボランティア等に配布するものも同じ袋。つまり特別なボランティアごみ袋ってというのはあるんですか。

## 事務局

・ボランティアにつきましては、やはり専用のボランティア袋というものを用意します。清掃業務課が一括で収集する分は特に問題は無いのですが、ボランティアをなさった皆さんがそのごみを出すのは、やはりステーションに出されるということがほとんどだと思います。ステーションに出す場合に、専用のきちんとしたごみ袋を使用していないと、収集時に集めないということになりますから、それは集めて欲しいという立場ですので、専用のボランティアごみ袋を用意しまして、それについてはきちんとボランティアの方から回収しますということで考えております。

## 会長

・説明の中では、個人のボランティアで活動する場合にも、その袋を配布するという説明があったと思いますが、何とかの会に入っている方だったら全員に配るのですか。どうい

う形になっているのですか。

#### **事務局**

・現在でも、市民協働推進課のほうで、個人で行うボランティアにつきましてはそういうボランティア袋をお配りしておりますし、また団体につきましては私どもが推進しております「きれいにしようえおいた推進事業」というもので、ご登録いただいた皆様にそういうボランティアごみ袋を支給することになるんですけども、今後は個人も団体も含めてそういう団体の登録ができるような形に改めてまいりたいと。個人でも登録をしていただければ、ボランティア専用の袋を支給してまいりたいというふうに考えております。

#### **会長**

・ちなみに個人のボランティアというのはボランティアするたびに一袋もらうという形になるのですか。

#### **事務局**

・ある程度の一定枚数は差し上げるような形にはなろうと思います。

#### **会長**

・分かりました。他にございますか。

資料2をご覧ください。資料2は答申案と実施計画案の比較表となっています。答申と実施計画の間にはほとんど差がございませんが、大きな差が出ましたのは先ほどから議論がございました減免措置の部分が一番多いようです。また手数料の額が明確に決まったという部分であろうかというふうに思います。これは報告でございますので、これを変えてくれ、こうしようというのを議論する訳ではございませんけれども、疑念等があるならば今お示しいただきたいというふうに思います。行政は行政上のいろんな総合的なものの方をしなければならぬという立場がございます。審議会は基本的にはごみだけを見ればよいという形になりますので、そういう点を汲み置きの上ご意見があれば伺いたいと思いますが、特によろしいですか。

それでは家庭ごみ有料化実施計画案について、ご説明を承ったということにいたします。

続きまして「平成24年度大分市一般廃棄物処理実績について」事務局より資料の説明をお願いいたします。

#### **報告事項**

「平成24年度大分市一般廃棄物処理実績について」

#### **事務局**

資料説明

## 【質疑応答】

### 会長

・ただいまの説明につきまして質問等がございますか。

### 委員

・福宗環境センターには竹田市と由布市のごみが入っていると思うのですが、その計算はどうなっているのでしょうか。

### 事務局

・今回皆さんお手元にお配りしておりますこの資料につきましては、大分市のごみのみということになっております。大分市は、竹田市、由布市、また臼杵市と広域での処理をしておりますが、その分につきましてはこの表にはございませんので、また数値は別のところにございます。

### 委員

・調べようと思ったら調べられますか。

### 事務局

・由布市の排出量が11,244トン。また臼杵市が9,075トン。竹田市につきましては7,918トンでございます。これはいずれも24年度の実績でございます。また先ほどの竹田市の7,918トンにつきましては平成24年7月に起きました九州北部豪雨災害による災害の廃棄物、これを2,497トン含んでおります。ですから災害の廃棄物が一時的に多くなっているという状況でございます。

### 会長

・よろしいでしょうか。他にございますか。

### 委員

・このデータの説明を今聞きましたが、その中におきまして家庭ごみの排出量は1.4%増加し、あと事業系のごみがすごい数字で5.0%増えているということ。トータルでもやはり若干増えているということが出ております。そこで、行政としての課題はどうだったのでしょうか。そのところを教えていただけたら有り難いと思います。要するにこういうことで事業系の方は増えた、家庭ごみの方は減ったという、また意図とするところは我々市民のできることはもうちょっとやりたいなということでもあります。

## 事務局

・その点につきましては、原因というものはどうなのかということまではなかなか難しい点はございますけれども。ただ、市民の皆様が家庭からのごみの減量をお願いしていることもございますから、一般事業者の事業系の廃棄物についても、同じように減量のお願いをしていかないといけない。これにつきましては後ほどご説明を致しますけれども、エコショップの認定であるとか、資料でもご説明しておりますとおり「大分市事業系ごみ処理ガイド」というものもお示ししながら、事業者の皆さんにもこういうことに取り組んで頂ければというような活動を今しているところでございます。

## 会長

・今説明があったように、なかなか単年度のアップダウンというのは、説明が難しいだろうと思うのですが、景気が良くなったからごみが増えたという単純な理由ではだめですね。他にご質問等ございますか。

## 委員

・資料4の右側のグラフですが、リサイクル率が平成28年度にもうほぼ目標に達成するような形になっているのですが、この1年前倒しにして達成するのは何か理由があるのでしょうか。それとこの白い点はどういう根拠で引かれたのか教えて頂きたいのですが。リサイクル率のグラフで白い丸が28年でほとんど40%に近く、27年から28年は急に上がっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。

## 事務局

・皆様方に今回「大分市一般廃棄物処理基本計画」という緑の冊子を差し上げていると思います。この131ページになりますけれども、真ん中より少し下のところに、一番左端にGとありまして、資源化量、リサイクル率というものがございます。これで平成28年度に39.2%と大きく上がっておりますのが、生ごみの分別の収集を一応予定として、ここに入れているというところが大きな成果としては考えているんですけれども、これは大きな課題として今捉えているところでございます。

## 委員

・そうしましたら、そういう課題を色々シュミレーションした結果がこういう将来予測のもとになっているということでもよろしいですか。ありがとうございました。

## 会長

・他にございませんか。特に無ければ処理実績につての説明をこれで終わりたいと思いません。

## 会長

・続きまして、「使用済み小型家電の回収について」ということで事務局より資料の説明をお願いいたします。

## 報告事項

「使用済み小型家電の回収について」

## 事務局

資料説明

### 【質疑応答】

## 会長

・「使用済み小型家電の回収について」ご質問等はございませんか。

## 委員

・これはお休みの時は無理ですか。土日とかそういう時でもちょっと思いついて持って行きたいときに、どこか他の場所でもできる場所は無いでしょうか。

## 事務局

・土曜日が開いている支所等がございまして、市役所の本庁と鶴崎支所、大南支所、植田支所、坂ノ市支所、大在支所、佐賀関支所につきましては、子供ルームがあることから土曜日が開いているということで、そちらで回収が可能です。また、今度6月9日に開催します「環境展」と、10月から開催する「生活文化店」のほうにも回収ボックスを設置いたしまして、市民の皆様にはこちらのほうに持ってきていただけるように、周知に努めていきたいと考えております。

## 会長

・一つ質問なのですが、県が実施するモデル事業に参加するというので、この小型家電の回収事業を始められるということですが。モデル事業というのは、予算が切れるとかの理由で、期限が来ることがよくあるのですけれども、いつ頃までやるつもりなのかというところをお願いいたします。

## 事務局

・このモデル事業につきましては、1月末までということになっております。1月でモデル事業が終わりますけれども、2月以降は本市の事業として同じような形で拠点回収を継

続したいというふうに考えております。

#### 会長

・ありがとうございます。他にございませんか。

#### 委員

・この品目には無いのですが、例えば充電式の懐中電灯とか、今よく災害対策で手回し式の懐中電灯などがありますが、そういった回収品目にはない小型家電はも入れていいのでしょうか。

#### 事務局

・基本的には12品目ということをお願いしていますが、投入口に入る小型家電であれば結構でございます。

#### 会長

・ちょっと意地悪な質問ですが、入り口が15×25、長さが50cmでも構わないのですね。

#### 事務局

・はい。

#### 会長

・ありがとうございました。はいどうぞ。

#### 委員

・来年の2月以降は市独自でやるということですが、できれば公民館などにも広げるように是非検討したらどうでしょうか。

#### 事務局

・今回は6月から1月末までのモデル事業で実施いたしますので、その回収量を見ながら、どうしても他にも拠点を増やさないと回収できないような形であれば、やはり広げていくことも必要とは思いますが。一応このモデル期間の中で回収量を見てまいりたいと思います。それからまた市民の皆様からそういうご意見が多く寄せられるようであれば、公民館ということも。ただ公民館も種類がいくつかございまして、地区公民館というのは13公民館ございます。その下になると例えば自治公民館ですと5百何か所になります。その対応はちょっと難しいかと思っておりますけれども、地区公民館レベルは対象になろうかと思っておりますから、そういうことは今後検討してまいりたいと思っております。

## 会長

・ちょっとお伺いしますけれども、こういう小型家電というのはマーケットとしてみれば取り合いなんです。つまり、資源としての価値が認められて回収業者さんも今はこうしたものを一生懸命集めようと努力されている時なんでしょう。

## 事務局

・これは、そもそも法では認定事業者というものがやるべきことで、市町村が回収したものを引き渡すときには認定事業者がそれを引き取らなくてはならないとされているんですけれども、その認定事業者自体は大分県内ではまだあまり多く申請はされていないようにあります。ただ全国規模としては、例えばヤマダ電機さんが認定事業者としての申請をされているというような情報もございます。それはご自分のところの店舗で回収するというような形になろうかと思えますけれども、ある程度、一定量を超えないと採算が取れないということもございますので、今後の回収量を見ながら市としてもどういう取組みをするのかというようなことを検討していきたいと思っています。

## 会長

・先ほどの話では県の事業は1月までに終わって、2月からは市の独自で考えたいというお話でしたが、そういうことをやる場合には量の問題が当然出てまいりますので、他の市も誘って連合体と言いますか、いろんな協力をし合ってたくさん集めて業者に渡せば業者も引き取りやすくなるというようなこともあるので、こうした連携というものを考えてみてはいかがでしょうかというご提案を申し上げます。

他にございますか。特に無ければ使用済み小型家電の回収事業についてという説明を終わらせて頂きます。

事務局からその他に何か議題はありますか。

## その他

「大分市事業系ごみ処理ガイドとエコショップ認定事業者」

## 事務局

資料説明

【質疑応答】

## 会長

・ありがとうございました。事業系ごみ処理ガイドあるいはエコショップ認定事業所等に

つきまして、もしご質問がございましたならば挙手をお願いいたします。

それではエコショップ等の説明を以上で終わらせて頂きます。委員の皆様方から何かその本審議会において議論をしたいということがございましたならば挙手をお願いしたいと思います。特にございませんか。

#### 委員

・何でもいいんですか。

#### 会長

・はい。

#### 委員

・委員選出枠についてなんですけれども、清掃事業審議会の委員の枠に市議会議員の枠っていうのは必要なかどうかということを私は考えていまして、2年間審議会へ参加しましたけれども、2年経ってやっと答えが出ました。それは市議会議員の方の枠は要らないんじゃないかと。それはもっと市民活動をやっているいろんな団体グループに渡した方がいいんじゃないかなということです。理由としては、今回手当が出ていますが、市議会議員の報酬以外にも手当がでるということ。あるいははっきりとは分かりませんが、議会事務局で議員のまた手当てや日当みたいなものが出れば、税金の2重取り3重取りと言われる一時期全国で市議会議員の方がやり玉に挙げた、そういうことがあるんじゃないかなと思うのが一つ。それからここで、いろんな意見交換をして、行政からも説明があるんですけど、恐らく、例えば厚生常任委員会の中で、あるいはこれから市議会の本会議の中で、いろんなやり取りが出されると思うんですね。ここで一度答えを出したものについて、議会活動の中で発言しづらくなったりすることがあるんじゃないかと思うと、委員の枠に入れない方がいいんじゃないかと思っています。私は大分の市議会議員選挙を3回経験しました。私の地元には3人市議会議員の方がいらっしゃる。それぞれ自治会が推薦をされて、非常に地域密着型の選挙だなというふうに私は思っております。ですから今回の問題もそうなんですけれども、清掃事業に関わることは、特定の地域の代表では困るんで、是非全体の利益等を一緒に考えて欲しいので、特に大分の市議会議員選挙を見てると、地域密着型で地域の利益に偏ってるんじゃないかなという思いをしているものですから。それから議員の方はそれぞれ政党に所属されている訳で、例えばその政党の決めたことがあると思うんですね。それで、そこに縛られると思うんです。そうすると、ここに集まっている私たち委員は、同じように政党に対する意見を、政治的な意見を持たなければいけないのかっていう。そうじゃないと対等になりませんよね、同じ委員として。ただここに集まっている我々委員が常に政治的な立場で意見をはっきりさせるなんてことは無理だと思うんですね。ですからよけいに市議会議員の枠という立場で参加をされることは、好ましくないのではない

かなという、4つの理由で意見を持っています。2年やってみてそんなことを考えてみました。

#### **委員**

・私は入っていただいた方がいいのではないかなという結論です。と申しますのはやはり委員の人たちは市民の声の代弁者ということで、特定の政治的なものに縛られるということは全然ないと思います。議会の厚生常任委員会の方で、我々が審議会で行っていること、市民が真剣に取り組んでいる生の声なんかを議会の方にも反映できるから、私はやはりこの審議会に入った方がいいというふうな答えでございます。

#### **会長**

・それぞれ意見がございますが、今は特別に審議会のメンバーの構成をどうこうするという議論をしているわけではございません。そういう意見もあった、それに反論する意見もあった、やっぱり利点欠点それぞれあるかというふうには思います。それで、そういう意見があったということだけでとどめておきたいと思います。

確か委員の割り当てについて規約がございますね。

#### **事務局**

・条例でございます。

#### **会長**

・その提案というのは規約の改正をするかどうかということになりますので、問題提起という意味でとらせて頂きます。

#### **副会長**

・大変貴重なご意見を頂きありがとうございます。今会長さんのご回答のとおりだと思います。1点だけご理解いただきたいと思いますが、手当の関係の分でございますが、私ども通常は議会の中では、費用弁償という形であらわしていただいておりますが、いわゆる委員会等の、例えばこういった審議会等に出た場合にいただいた分は、議会の方の費用弁償は一切もらいませんので、これだけは皆さん方にご理解いただきたい。委員の選任につきましては、先ほど言われたとおり条例等で決められておりますので、これは執行部の方で十分また検討いただければと思います。

#### **会長**

・他に議論をして欲しいというような提案はございますか。無いようでしたら以上をもちまして報告事項を終了したいと思いますけれども、本日の会議をもちまして任期が参りま

す。一応全員の方々がこれでこの審議会の委員を一度お辞めになるという形になるというふうに聞いてございます。再任される場合も新任の方がこられる場合も様々ございましょうが、2年間を通じまして、大変審議会にご協力いただきましてありがとうございました。特にこの間は家庭ごみ有料化というような大きなテーマを掲げて、長い間あるいは多数回この審議会を開催させて頂き、かつ皆さんがご自由な意見を言っていたき、それらが審議会の答申に反映されたというふうに考えてございます。本当に長い間ありがとうございました。これにてとりあえずのお別れと致します。事務局にお返しいたします。

## **事務局**

・皆さん長時間に渡りありがとうございました。今会長からお話もありましたとおり、平成23年度以降大変回数多く、皆様にご意見をいただきました。それまではあまり回数もなく年1、2回程度の報告で終わっていたものが大変皆様方には苦勞をおかけしたと思っております。事務局からも御礼を申し上げます、皆さん大変ありがとうございました。次回の審議会につきましては7月頃を予定しておりますけれども、詳しくは決まっておりませんので、決まり次第また文書で皆様方にはお知らせしたいと考えております。それでは以上をもちまして平成25年度第1回大分市清掃事業審議会を終了いたします。委員の皆様大変ありがとうございました。